

IFRS保険会計における有配当保険と逆ざや契約の 会計処理（案）について

—将来利益の計上を巡って—

一般社団法人 JA共済総合研究所
調査研究部 主席研究員

いのぐち かつ のり
猪ノ口 勝 徳

アブストラクト

IASB（国際会計基準審議会）の「保険会計に関する会計基準（IFRS保険会計）」の検討が、有配当保険を残す段階に至っている。2013年6月に公表された再公開草案の提案に対して複雑すぎるとの意見があったことを受けて、検討が進められているものである。このテーマに関しては欧州のCFOフォーラムが別の提案を行っていることもあり、検討になお時間を要しているようである。基準の最終版は2016年に公表される可能性がある。

保険会計については、将来利益の計上の可否がしばしば問題になってきた。無配当保険に関しては、契約開始時の将来利益計上は認められないが、契約開始後は金利上昇時に将来利益の計上が認められる内容になっている。それに対し、有配当保険については、適用範囲をどうするかという問題はあるが、将来利益の計上には制約的な内容になっているようである。CFOフォーラムは、すべての有配当保険に対して、将来利益を計上しないよう求めている。

また、日本の関係者からは、逆ざや契約に関する会計処理について問題提起が行われている。IASBの検討内容に従えば、無配当保険の逆ざや契約について、過度に保守的な会計処理となる可能性があり、その問題への対応を求めている。

本稿は、これらのテーマについて、論点整理を行うとともに、若干の考察を行うものである。国際会計基準はプリンシプルベースの基準なので、実務に適用するまでには、なお検討を要する事項が残されていると思われる。引き続き動向を注視していきたい。

（キーワード） 保険会計 国際会計基準 有配当保険 逆ざや契約

目次

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 無配当保険の責任準備金測定方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方 (2) IASBの提案内容 3. 有配当保険の責任準備金測定方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方 (2) IASBの提案内容—2013年再公開草案 4. IASBで検討中の提案内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本的な考え方 (2) 提案内容 | <ol style="list-style-type: none"> 5. 欧州のCFOフォーラムの有配当保険に関する提案 6. 日本の関係者からの発信—逆ざや契約への影響緩和策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2013年再公開草案に対する生命保険協会のコメントレター (2) 企業会計基準委員会（ASBJ）の提言内容 7. 論点整理と考察 <ol style="list-style-type: none"> (1) 論点整理 (2) 考察 8. おわりに |
|---|--|

1. はじめに

IASB（国際会計基準審議会）が進めている「保険契約に関する会計基準」（以下、「IFRS保険会計」と呼ぶ）の検討が大詰めを迎えようとしている。2013年6月に公表された当会計基準再公開草案¹に対して関係者から寄せられたコメントの検討が進み、現在では「有配当保険」に関する検討が残る段階に至っている。IASBでは引き続き当論点の検討を行い、2016年にはIFRS保険会計の最終版を公表する可能性がありそうだ²。

有配当保険に関しては、IASBは再公開草案で、保険契約に関するキャッシュ・フローを、責任準備金の変動が保険会社の資産の変動に連動する部分と連動しない部分に分離し、それぞれに異なる測定基準を適用して責任準備金の測定を行うことを提案していた³が、実務が煩雑になり過ぎるとして、関係者から見直しを求めるコメントが多く寄せられた。そこでIASBは、有配当保険の範囲を契約者配当が重要な要素となる契約に限定した上で、キャッシュ・フローの分離を行わずに測定する方法を検討しているところである。

ところで、この問題については、欧州の大手保険会社のCFOで構成されるCFOフォーラム⁴が別の提案を行っている。その内容は、2014年11月のIASBボードミーティングの資料として公表されている。それによると、キ

ャッシュ・フローの分離を行わない点はIASBの検討内容と同じであるが、有配当保険の範囲を広く認めること、金利変動により発生するキャッシュ・フローの変動（将来の利差益部分）も契約サービスマージンで吸収すること（以下、「契約サービスマージンの完全アンロック」と呼ぶ）が主な特徴である。これらの内容は、後ほど詳しく説明したい。

保険会計とは、突き詰めれば保険会社の責任準備金の測定方法を定めるものである。そして、責任準備金は保険契約の将来キャッシュ・フローを、割引率を使用して現価ベースで測定するので、測定の前提となる死亡率や割引率の設定によっては、将来損益の事前計上を導く可能性がある。将来の損失を事前に計上することは、健全な会計処理なので好ましいと考えるが、将来の利益を事前に計上することは、その利益が実現するかどうかわからない段階で利益に計上することなので、適正な会計処理とは言えないだろう。

IFRS保険会計は、直近の死亡率や市場金利をベースに責任準備金の測定を行うことを基本的な考え方としている。このため逆ざや状態にある保険契約では、より低い割引率による測定が行われ、保守的な（より高い）水準の責任準備金が積み立てられるという長所がある。しかしその反面、市場金利が高い水準にあるときに、より高い割引率を用いて、低い水準の責任準備金が積み立てられ、将来

1 詳しく知りたい方は、猪ノ口勝徳「IASBにおける保険会計の検討状況について－再公開草案公表前の段階で」『共済総合研究』Vol.66 2013年3月を参照願いたい。

2 2015年7月のIASBボードミーティング資料で、新基準は2015年末より前に公表されないと記述されている。

3 詳しく知りたい方は、猪ノ口勝徳「IASBの保険会計再公開草案における有配当保険の会計処理について」『共済総合研究』Vol.67 2013年9月を参照願いたい。

4 欧州のCFOフォーラムは、アリアンツ、アクサ、アビバ、ゼネラリ等の欧州の大手保険会社21社のCFOで構成されるディスカッショングループであり、会計報告、価値基準報告、関連する監督基準に関して影響力を行使することを目的に2002年に設立された。

利益が計上される可能性がある。筆者はかねてより、この将来利益の計上問題を注視してきた。特に有配当保険は、利益の大部分を契約者配当として支払うものなので、将来利益の計上は行わないほうがよいのではないかと考えてきた。この点については、最近の検討状況を見ると、有配当保険の範囲をどのように捉えるかの違いはあるが、IASB、CFOフォーラムとも、将来利益の計上には制約的なスタンスにあるようだ。

なお、無配当保険について問題になりそうな事項であるが、日本の生命保険協会、ASBJ（日本の企業会計基準委員会）は、IASBに対して逆ざや契約の会計処理に関する情報発信を行っている。逆ざや契約は将来利差損になるが、同時に死差益を生むと想定される。このため、将来の利差損から将来の死差益を控除した額を将来損失と捉えて、それに備えた責任準備金を積み立てればよいと考えられる。しかし、IFRS保険会計に従えば、死差益は考慮されずに利差損全額に備えたものになりそうなのである。ここでは、将来利益をどのように捉えるのかが議論の対象になっている。

以上の有配当保険、逆ざや契約の会計処理に関する検討状況について、本稿では将来利益の計上に焦点を当て、関係者の意見を紹介し、論点を整理した上で若干の考察を行ってみたい。最初に無配当保険の責任準備金測定方法、続いて有配当保険の責任準備金測定方法に関して、基本的な考え方とIASBの検討内容を説明し、その後、CFOフォーラムの提案内容、さらに逆ざや契約の会計処理問題を中心に日本の生命保険協会、ASBJの意見

を紹介した後で、論点の整理と若干の考察を行う。なお本稿中、意見に属する部分は筆者の個人的見解であり、筆者の所属団体等とは無関係である。

2. 無配当保険の責任準備金測定方法

有配当保険の議論に入る前に、まず無配当保険の責任準備金測定方法を説明しておこう。

(1) 基本的な考え方

責任準備金の計算は、保険料の計算と関連がある。そこでまず、保険料の計算の考え方について説明する。

① 保険料の計算

保険料は、保険契約に基づく将来のキャッシュ・アウトフロー（保険金支払等）とキャッシュ・インフロー（保険料収入）を見積り、これらを予定利率で割り引いた現価が等しくなるように設定する。

$$\begin{aligned} & \text{将来支出現価（保険金等）} \\ & = \text{将来収入現価（保険料）} \quad (\text{算式1}) \end{aligned}$$

上記算式を取支相等の原則という。計算に用いる基礎率（予定死亡率、予定利率）には安全割増を含める。すなわち予定死亡率は想定よりも若干高め、予定利率は想定よりも若干低めに設定する。安全割増を含めるのは、将来起こり得る死亡率の変動、利率の変動に、保険会社が耐えられるようにするためである。保険料は保険契約開始時に設定した金額が保険期間を通じて適用される。市場金利が低くなったからといって、保険料を変更

する（値上げする）ことはできないので、一定の安全割増を含めるのである。続いて責任準備金について説明する。

② 責任準備金

保険契約開始時から t 年経過した時点の責任準備金（ t ）は、その時点の責任準備金と将来収入現価の合計額が、その時点の将来支出現価に等しくなるように設定する。

$$\begin{aligned} & \text{将来支出現価（保険金等（} t \text{））} \\ & = \text{将来収入現価（保険料（} t \text{））} \\ & + \text{責任準備金（} t \text{）} \quad \text{（算式 2）} \end{aligned}$$

これを移項して

$$\begin{aligned} & \text{責任準備金（} t \text{）} \\ & = \text{将来支出現価（保険金等（} t \text{））} \\ & - \text{将来収入現価（保険料（} t \text{））} \quad \text{（算式 3）} \end{aligned}$$

という責任準備金の算式が得られる。

基礎率（予定死亡率、予定利率）として、保険料計算に用いたものを使用するケースを考えてみよう。保険契約開始後の死亡率、利率の変動を反映しないので、この方法を「原価法」と呼ぶことにする。このケースの保険会社の損益計算を考えてみよう。

保険会社の損益計算において、責任準備金繰入額は費用に計上される。保険会社の収入項目である保険料の中には将来の保険金支払に備えて責任準備金として積み立てておくべき金額が含まれているので、それを費用に計

上することにより、当年度の収入をその年度の保険金支払のために予定された金額になるようにするのである。そこから実際の保険金支払額を控除することで、当年度の期間損益（死差損益）が適切に算出される。費差損益については、予定された金額（付加保険料総額）から実際の事業費を控除することで、当該年度の期間損益が算出される。利差損益については、その年度に実際に収入した運用収益から、責任準備金に繰り入れる予定利息を控除することで、当該年度の期間損益が算出される。このように、保険会社の期間損益は、責任準備金を原価法で測定することにより、保険料計算に用いる予定率と実績率との差によって適切に算出される。

なお、保険契約開始後に死亡率や利率が大きく変動したときに、責任準備金の金額を原価法のままにしておくことが適切かという疑問が生じるだろう。特に、低金利が長期にわたり継続したとき、予定利率を引き下げて責任準備金を積み増す⁵ことが必要であると判断されることもあるだろう。このような場合、日本の現行会計では、追加責任準備金を積み立てることとされている。原価法は期間損益の計算に適した評価方法であるが、貸借対照表に計上する額としては、健全性の観点から十分なものとは言えないケースがあるのである。ちなみに、次に述べるIFRS保険会計では、計算基礎率には直近のものを用いることが基本的な考え方になっている。

5 責任準備金は将来キャッシュ・フローを予定利率で割り引いて算出するが、予定利率を引き下げると割引効果が小さくなるので、責任準備金は増加する。逆に予定利率を引き上げると割引効果が大きくなるので、責任準備金は減少する。

(2) IASBの提案内容

続いてIFRS保険会計の内容を説明する。まず、貸借対照表に計上する金額を説明した後、保険会社の損益計算について説明する。

① 貸借対照表計上額

責任準備金は「履行キャッシュ・フロー」と「契約サービスマージン」の合計額で測定される。これらの項目の内容は以下のとおりである。

㊦ 履行キャッシュ・フロー

履行キャッシュ・フローは、保険契約の履行に伴い発生する将来キャッシュ・フローの見積現価であり、表1に示すとおりである。

計算基礎率を直近のものとするのが原価法との相違点である。なお、表1中の㉞「リスク調整」は保険料計算の安全割増に相当するものと考えられることができる。責任準備金の測定でも一定のバッファを含めることとされているのである。

(表1) 履行キャッシュ・フロー

- ㉞ 「将来キャッシュ・フロー（保険金等のアウトフローと保険料のインフローのネット）の見積額（明示的で、偏りのない、確率加重されたもの）」を
 - ㉟ 「貨幣の時間価値を調整する割引率」で割り引き
 - ㊀ 「将来キャッシュ・フローの金額、時期に関する不確実性を見積もったリスク調整」を加える。
- なお、上記の計算において、死亡率、割引率は直近のものを使用する。

(注) IASBの再公開草案等、各種資料に基づき筆者作成

① 契約サービスマージン

保険契約開始時において、保険金等の将来支出現価が保険料の将来収入現価を下回れば、保険会社は保障サービス未履行の段階で利益が計上できてしまう。前頁の算式3の計算結果がマイナスになるので、その分利益が計上されるのである⁶。これは今後保険契約が継続すれば実現すると見込まれる将来利益である。これを打ち消すために契約サービスマージンを計上する。契約サービスマージンは将来利益と同額であり、それを責任準備金の一部とすることにより、契約開始時の将来利益の計上を回避しているのである。契約サービスマージンは、保険サービス提供の進行に従って各期に利益に計上されていく。

なお、契約開始時の責任準備金の測定に用いる計算基礎率は直近のものなので、必ずしも保険料計算に用いたものと同じものではないが、契約サービスマージンも含めると契約開始時に収支相等の原則（算式1）が成り立つので、この計算基礎率による責任準備金は原価法による測定と同じであると考えられることができる。そこで本稿では、契約開始時の基礎率による測定も原価法と呼ぶことにする。

続いて、契約開始後の契約サービスマージンの会計処理を説明しよう。この点については、契約サービスマージンのアンロックが提案されている。具体例を挙げてみよう。たとえば、保険契約開始後に死亡率が上昇し、今後その状況が継続すると見込まれるときに

6 このような現象が生じる可能性があるのは、保険料に含まれる安全割増と責任準備金のリスク調整が必ずしも同じものではないからである。すなわち、保険料は一旦適用すると保険期間の途中で変更することができないので、保険会社としては損失が発生しないように、相当の安全度を見込んで保険料の安全割増を設定する。一方、会計上の見積額である責任準備金では、過度な保守性を見込むことはあまり好まれない。このため、責任準備金のリスク調整が保険料の安全割増を下回る可能性がある。このとき、保険契約開始時に利益計上が起こり得る。

は、責任準備金の計算に用いる予定死亡率を引き上げて、責任準備金中の履行キャッシュ・フローを増加させることになるだろう。そのときに、履行キャッシュ・フローの増加を打ち消すように契約サービスマージンを減少させるのである。また逆に、死亡率が改善して履行キャッシュ・フローを減少させるときには、その効果を打ち消すように契約サービスマージンを増加させる。

このように、保険期間中の履行キャッシュ・フローの変動を契約サービスマージンで吸収させることを、契約サービスマージンのアンロックと呼んでいる。このことにより、履行キャッシュ・フローと契約サービスマージンを合計で捉えれば、保険契約開始時に将来キャッシュ・フローを固定したことになる。さらに、リスク調整の変動については、再公開草案では契約サービスマージンで吸収しないこととされていたが、最近のIASBの検討では、これも契約サービスマージンで吸収することとされている。このように、保険関係損益については、リスク調整も含め、原価法と同じ測定になっているのである⁷。

契約サービスマージンのアンロック処理の根拠については、契約サービスマージンはその保険契約から得られる将来利益を表すが、履行キャッシュ・フローの見積額が変動すれば、それに連動してその保険契約の将来の収益性も変動するので、契約サービスマージン

も変動すると説明されている。

㉞ 割引率

割引率は直近の市場金利をベースに設定する。すなわち、割引率に関しては、原価法とは異なる測定になる。

㉟ 貸借対照表計上額の特徴

ここまで見てきたようにIFRS保険会計では、将来キャッシュ・フローに関しては原価法であるが、割引率に関しては直近のものを使用する⁸。このため、高金利時には割引利率が原価法よりも高くなるので責任準備金は原価法よりも低額になる。原価法との差額は将来利益である。契約開始時には将来利益は計上されないが、契約開始後は利差損益部分に関して将来利益の計上が認められているのである。逆に低金利時には、原価法を上回る測定額になる。後で述べるように、原価法との差額は「その他の包括利益累計額」に計上される。

ところで、キャッシュ・フローは固定されているが金利変動の影響は受けるので、この方法は保険契約を固定利付債券と同じものと見ていることになる。この会計処理に従えば、責任準備金に対応させて保険会社が保有する資産（以下、「裏付資産」と呼ぶ）が債券であるとき、資産（債券）と負債（責任準備金）の価格が同方向に変動する。負債に関する将来利益の計上は好ましくないが、資産と負債を総合的に見ると、両者の価格変動が打ち消しあう関係にある。この会計処理の意

7 なお、契約サービスマージンは負値にならないこととされている。このため、死亡率が大幅に上昇し、将来キャッシュ・フローの増加が契約サービスマージンを超えて発生したときは、契約サービスマージンが負値になることはできないので、そのときの責任準備金は原価法による測定額を上回ることになる。

8 契約サービスマージンは割引率を用いた現価ベースで測定するが、その割引率は原価法のものを用いる。このようにして、将来キャッシュ・フローを原価ベースで確定させた後、それに直近の市場金利に基づく割引率を適用して貸借対照表計上額の測定を行う。このように、保険関係キャッシュ・フローと金利要素を分離した測定を行っている。

義は、この点にあるのかもしれない。

② 純利益に計上する利息費用の計算

先述のとおり、保険会社の損益を適切に算出するためには、責任準備金を原価法で測定することが必要である。しかし、貸借対照表計上額は原価法ではなく、市場金利の影響を受けて変動するものである。そこで、貸借対照表計上額（以下、「時価」と呼ぶ）と純利益計算に用いる責任準備金額（原価）を使い分けることとした。

具体的には、貸借対照表計上額は時価とし、原価との差額は「その他の包括利益累計額」に計上する。また損益計算においては、責任準備金に付与する利息費用につき、原価法の予定利率に基づく利息費用を純利益に計上し、金利変動に係る利息部分を「その他の包括利益」に計上する⁹。純利益から金利変動による影響を排除し、適切な期間損益を算出するためである。これは、日本の金融商品会計基準の「その他有価証券」と同じ会計処理である。

3. 有配当保険の責任準備金測定方法

(1) 基本的な考え方

それではいよいよ有配当保険の会計処理の問題に入っていこう。先に無配当保険の保険料計算の考え方（収支相等の原則）と責任準備金計算の考え方を説明した。有配当保険においても、無配当保険の場合と同様に、収支相等の原則に基づき保険料が設定される。

前掲の算式1、算式3において、契約者配当を将来支出現価に明示的に含めるかどうかについては、どちらの方法も考えられる。相互会社では、契約者配当は剰余金処分を経て支払われるので、この部分を利益に計上するために、将来キャッシュ・フローに明示的に含めない方法が考えられる。将来支出原価を保険料計算に用いた基礎率で算出することにより、将来期間に係る保険料の安全割増部分が責任準備金に含まれる。これは原価法による測定である。この安全割増部分が各期に利益に計上され、その後の剰余金処分を経て、契約者配当として支払われることになる。

一方、株式会社では、契約者配当は保険会社の費用として支払われるので、これを将来キャッシュ・フローに明示的に含める方法が考えられる。IFRS保険会計も、この方法である。この場合の責任準備金がどのようになるかを考えてみよう。議論を簡単にするために、利益の全額が契約者配当として還元されるものとする。

まず死亡率である。将来の実績死亡率の低下を見込むと保険金等の将来キャッシュ・フローは減少する。一方、そこで生み出される死差益を原資に契約者配当（死差配当）が支払われるので、その分将来キャッシュ・フローが増加する。この両者を合計すると、保険料計算に用いた基礎率による将来キャッシュ・フローと等しくなり、算式1、算式3は成立する。このように死亡率に関しては、契約者配当を明示的に含めても、原価法による

9 裏付資産を償却原価法、または価格変動をその他の包括利益に計上する公正価値で評価する場合は、責任準備金をこの方法で評価すれば損益計算において資産と負債の会計処理がマッチする。しかし、裏付資産の評価について、価格変動を全額純利益に計上する会計方針を採用する保険会社もあるので、そのケースに備えて、責任準備金についても金利変動による影響額を純利益に計上する方法を選択できるようにすることが検討されている。

算式が成立する。収入は保険料のみ、支出は保険金と契約者配当で金額的に補完するものなので、算式1、算式3が成立するのである。予定事業費についても同じである。

次に利差損益である。将来の資産運用利回りが保険料計算に用いた予定利率を上回ると想定し、責任準備金計算に用いる割引率を引き上げると、割引効果が大きくなるので責任準備金は減少する。この金額と原価法による測定額との差は将来の利差益である。そこで、これを原資に利差配当を支払うこととし将来給付現価に含めると、責任準備金は増加し将来利益は計上されなくなる。

ところで、利差配当は保険金等支払に上乗せして支払われるので、先述の死亡率や事業費の場合と異なり、将来キャッシュ・フローを単純に増加させることになる。一方、割引率を引き上げるので割引効果が大きくなり、時点tにおける収支相等の原則である算式3が成立し、将来利益は計上されない。キャッシュ・フローの増加を割引率の引上げが打ち消すのである。しかし、利差配当を将来キャッシュ・フローに明示的に含める責任準備金は、キャッシュ・フロー、割引率とも元の原価法とは異なるものになるので、測定額も元の原価法とは異なる金額になる。満期保険金がある保険の場合、時点tを過ぎた後、元の原価法の測定額を離れ、満期保険金と利差配当累計額の合計額に到達するカーブを描く。これは、時点tにおいて、将来キャッシュ・

フローと割引率を再設定した、原価法による新たな測定額¹⁰である。

さて、ここまでは利益のすべてを契約者配当で還元するものとして議論を進めてきた。この場合、将来支出現価と将来収入現価は等しくなり、算式1が成立する。また、このベースで計算した責任準備金（算式3）は、無配当保険の原価法による責任準備金と同じ性格を持ち、適切な期間損益を算出する。しかし、配当還元率（利益のうち契約者配当として支払う金額の割合）がたとえば90%に設定される場合、保険料には利益全額が含まれるのに対し、利益の10%部分は将来支出現価に含まれないので、算式1は成立しない¹¹。また、将来支出現価は将来収入現価を下回るので、契約開始時の責任準備金は負値になる。すなわち、将来利益を計上することになってしまうのである。

この会計処理は好ましくないだろう。たしかに利益を全額契約者配当として支払う保険会社はないが、仮に契約者配当を支払わずに保険会社の利益とするときは、あくまでもその期に利益として計上すべきである。このために、どのような会計処理が考えられるかが議論のポイントになる。

（2）IASBの提案内容－2013年再公開草案

① 提案内容

2013年の再公開草案の提案内容を見てみよう。まず、変額保険・年金、続いて有配当保

10 この測定方法による測定額も将来利益を計上しないので、以下ではこの方法も原価法と呼ぶことにする。なお、保険契約開始時の計算基礎率に基づく原価法と区別する必要があるときは、「原価法（基礎率再設定）」と表記することとする。

11 利益の10%部分を契約サービスマージンで吸収できれば、将来利益の計上は回避できることになる。後に述べるように、多くのケースでは将来利益の計上は回避できるように検討されているが、一部のケースにおいて、契約サービスマージンで吸収されず、将来利益が計上される検討内容になっている。このため正確に述べれば、この一部のケースをどのように処理するかが議論のポイントであると言えるだろう。

険である。変額保険・年金は、裏付資産を特別な勘定（分離勘定）で分別管理して、そこで得られる損益を直接契約者に帰属させる仕組みを持つ商品である。また有配当保険は、裏付資産の運用収益を含めた、その契約が属する保険契約群団の利益の一部を契約者配当として支払う商品である。このため有配当保険においても、責任準備金と裏付資産の間に強い関連性がある。そこで、これらの保険の責任準備金の測定については、責任準備金と裏付資産の関連を反映した会計処理を行う。具体的な会計処理は次のとおりである。

㊦ 変額保険・年金

これらの保険では、分離勘定の運用成果をそのまま契約者に帰属させるので保険会社に損益は生じず、分離勘定の資産に適用する会計処理を責任準備金の測定、表示においても適用することとする¹²。具体的には、測定においては、資産が時価なら責任準備金も時価、資産が償却原価法なら責任準備金も償却原価法とする。また損益計算書の表示では、資産の変動が純利益に計上されていれば責任準備金の変動も純利益、資産の変動がその他の包括利益に計上されていれば責任準備金の変動もその他の包括利益とする。

なお、変額保険・年金には受取額に最低保証が付されることが通例であるが、これらの機能はオプションとして会計処理を行う。すなわち、時価評価することになる。このため、最低保証部分に関しては、損益が発生する。

㊧ 有配当保険

有配当保険の場合、利益全額ではなくその一定割合を保険契約者に還元するのが通例である。そこでたとえば保険金1000の保険契約の配当還元率が90%であった場合、保険金100の部分（保険金1000の10%部分）は無配当保険として測定し、それを超える部分は上記の変額保険・年金の会計処理を適用することとする。なお保険金1000について、この部分に最低保証があるので、この機能をオプションとして測定する。このように、有配当保険の場合、将来キャッシュ・フローを分離して、それぞれに別の会計処理を適用するという複雑な提案内容になっている。

損益の観点から見れば、保険金900の部分は変額保険・年金と同様に損益は発生しないが、保険金100の部分は無配当保険と同様に、金利変動により将来利益の計上が起こり得る。また、最低保証部分に関しては、損益が発生する。

㊨ 寄せられたコメント

上記の提案内容は、実務上複雑な処理を必要とするものである。このため、関係者から多くのコメントが寄せられた。IASBの資料で確認しておこう。概要は表2のとおりである。

このようにさまざまなコメントが寄せられたが、IASBは2014年3月のアップデートで、「ミラーリングアプローチに関する懸念は、実務適用ができないこと、複雑性を正当化できるほど会計ミスマッチに十分に対応できな

12 この考え方はミラーリングアプローチと呼ばれている。

(表2) 再公開草案の有配当保険に寄せられたコメント

- ミラーリングアプローチは良いアイデアであるが
 - ・負債の一部が現在の市場整合的な価格にならないだろうという懸念
 - ・オプション、保証を純利益に計上することに対する反対意見
 - ・キャッシュ・フローを複数のタイプに分離することに伴う複雑性への懸念
 - ・アンロックとミラーリングの相互関係への懸念
すなわち、ミラーリングは資産管理手数料に関するキャッシュ・フローに適用されるのか？あるいは資産管理手数料の見積りの変更は契約サービスマージンに吸収されるのか？
 - ・この提案は、どのように広く、あるいはどのように狭く適用されるのかという質問
- 有配当保険を含むすべての保険契約に対して単一のモデルを望む。
 - ・2013年再公開草案の無配当保険に関する提案をすべての有配当保険に適用することを望む関係者も存在する。
- 保険業界（主に欧州）は、有配当保険に関して、より広い適用範囲と、別の目的を有する代替案を提案している。

(注) 2014年6月 IASB「Insurance Contracts Project Update」より筆者仮訳

いこと、オプションと保証の価格変動を純利益に計上することである」と総括している。キャッシュ・フローの分離に対する懸念が大きいと見られる。IASBは有配当保険について新たなアプローチを検討することになった。

4. IASBで検討中の提案内容

(1) 基本的な考え方

IASBは概念的にはミラーリングアプローチは優れていると考えているが、実務の複雑性を回避するために、キャッシュ・フローを分離しないアプローチを検討することとした。そして、契約者配当が重要な要素となる保険についてはミラーリングアプローチの考

え方を踏まえ、保険契約と裏付資産の関連性を重視した会計処理を適用しようとしている。一方、契約者配当が重要な要素とならない保険については、無配当保険の会計処理に準じたものを適用しようとしている。有配当保険といえども、変額保険・年金を除けば、裏付資産の運用収益の全額を契約者配当として支払うものではない。その一部は保険会社の持分とされるものである。そこで、保険契約者の持分の重要性（たとえば、保険契約者の実質的な持分割合の有無等）に応じて保険会社の持分の性格を明らかにし、それぞれに適した会計処理を定めようとするものである。

① 有配当保険の範囲

まず、各保険契約における契約者配当の重要性を考慮して、有配当保険を直接有配当契約（direct participation contracts）と間接有配当契約（indirect participation contracts）に区分する。このうち、直接有配当契約は以下の条件を満たすものとされている。

(表3) 直接有配当契約

- ・保険契約の裏付資産として明確に特定された資産プールの一定割合に保険契約者が参加（participate）することを約定していること
- ・裏付資産の運用収益の実質的な割合に等しい金額を、保険会社が保険契約者に支払うと期待できること
- ・保険会社が保険契約者に支払うと期待できるキャッシュ・フローの実質的な部分が、裏付資産のキャッシュ・フローの変動に連動すると期待できることの条件を満たすものである。

(注) 2015年6月 IASBボードミーティング資料より、筆者仮訳

上記の条件を満たす場合、裏付資産の運用収益に対する保険会社持分を、保険会社が提

供する保険サービスに関する変動手数料 (variable fee for service) と捉えることとしている。そして直接有配当契約を、保険会社が裏付資産の価値から変動手数料を控除した金額を保険契約者に支払う義務を負うものと捉えている。

これに対し、間接有配当契約は上記の条件を満たさないものである。たとえば、裏付資産の一定割合への保険契約者の参加を約定していない、裏付資産の運用収益の実質的な割合に等しい金額を保険会社が保険契約者に支払うと期待できない、保険会社が保険契約者に支払うと期待できるキャッシュ・フローの実質的な部分が裏付資産のキャッシュ・フローの変動に連動すると期待できないというような保険契約である。また、裏付資産として明確に特定された資産プールの一定割合に保険契約者が参加することを約定しているが、保険会社が資産プールを保有しない保険契約も間接有配当契約であるとしている。そして、間接有配当契約の場合、裏付資産の運用収益に対する保険会社持分はあくまでも保険会社の持分であり、変動手数料と捉えることはできないとしている。

② 変動手数料

変動手数料は、上述のとおり、直接有配当契約の裏付資産の運用収益のうち保険会社が収入できる部分である。たとえば、配当還元率を90%としているときに、保険会社が得られる10%部分の金額は、裏付資産の資産運用成果によって変動する。このように受取額が変動するので変動手数料と呼んでいる。これを裏付資産の運用成果に対する会社持分と考

えることもできなくはないと思われるが、直接有配当契約では契約者配当が実質的な意味を持つので、あくまでも手数料であると考えことにしたものである。

一方、間接有配当契約では、裏付資産の運用収益に対する保険会社持分は、あくまでも裏付資産運用成果に対する会社持分と位置付けられている。契約者配当が実質的な意味を持たないので、裏付資産の運用収益に対して、契約者と保険会社が持分を共有しているとの考え方である。後ほど述べるが、保険会社持分を手数料と位置付けるかどうかで、会計処理、とりわけ将来利益の計上に関する処理が異なってくる。

(2) 提案内容

① 貸借対照表計上額

② 変動手数料は契約サービスマージンで吸収

将来キャッシュ・アウトフローについて、保険給付、事業費支出に加え、契約者配当部分も対象とする。まず、保険契約開始時点では、上記将来キャッシュ・アウトフロー現価から保険料の将来キャッシュ・インフロー現価を控除し、マイナスの差額（将来利益）が生じれば、それを打ち消すために、責任準備金の構成要素の一部として契約サービスマージンを計上する。無配当保険の測定の考え方と同じである。

次に契約開始後の測定を見てみよう。金利変動に関しては、割引率は直近の市場金利をベースに設定する。金利上昇が生じれば、割引率が引き上げられるので割引効果が大きくなり、責任準備金が減少することになる。一方で、金利上昇に伴い利差配当率を引き上げ

ると将来キャッシュ・アウトフローが増加する。これは責任準備金を引き上げる効果を持つ。ここで金利上昇により増加する利益を全額契約者配当として支払うこととすると、将来利益は計上されず、原価法による測定額に等しくなる¹³。しかし、全ての利益を契約者配当として支払うことは通常は行われず、一部は保険会社の収入になる。この部分を責任準備金に含めなければ、責任準備金は原価法による測定額を下回り、将来利益を計上することになってしまう。そこで考えられたのが変動手数料という考え方である。

直接有配当契約では契約者配当が実質的な意味を持つので、保険会社が収入する部分を保険契約から支払われる変動手数料と考えることにしたのである。こうすれば、この部分は保険契約の金利要素以外のキャッシュ・フローを構成するので、将来の保険サービスに係る変動手数料の変動は契約サービスマージンで吸収されることになる。すなわちこの部分から将来利益が計上されなくなる。以上の結果、直接有配当契約の責任準備金は原価法による測定と同じになり、金利上昇時においても、将来利益の計上は回避される。

一方、間接有配当契約では、裏付資産の運用収益に対する保険会社持分は、あくまでも裏付資産運用成果に対する会社持分であり、保険契約の金利要素以外のキャッシュ・フロ

ーを構成することにならないので、この部分は契約サービスマージンで吸収されない。このため、間接有配当契約では、金利が上昇したときに将来利益の計上が行われることになる。このように、同じ有配当保険でも、直接有配当契約と間接有配当契約では将来利益の計上に関して違いが生じる。そこで、それぞれの範囲をどのように決定するかが重要な論点になる。

以上のとおり、間接有配当契約については、無配当保険と同様に将来利益が計上される可能性があることが明らかになった。本稿では、将来利益の計上が行われるかどうかに焦点を当てているので、以下では、直接有配当契約について考察を進めることとする。

保険契約開始後の測定における、保険給付や事業費支出といった保険関係キャッシュ・フローについて見てみよう。この点について、無配当保険では、保険関係キャッシュ・フローの変動は契約サービスマージンで吸収することとされていた。この点は有配当契約でも同じである。さらに、資産運用収益のうち保険会社の持分は変動手数料とされるので、この部分も契約サービスマージンで吸収され、利益に計上されることはない。このように、将来利益の計上に関して、無配当保険より制約的になっている。

13 契約者配当は、一般的には損益計算の利益（いわゆる実現利益）を基準に決定される。この場合、資産運用収益のうち、その他の包括利益に計上される部分があれば、その部分は純利益に計上されないため、契約者配当の対象にならない。このため、このベースの資産運用利回りは、後ほど述べる「当期簿価利回り」と同等のものであるが、これは市場金利をベースに設定される割引率（これを「時価利回り」と呼ぶことにする）とは一致しない。しかし、当期簿価利回りは実現利益と対応しているため、実現利益の全額を契約者配当とするキャッシュ・フローを当期簿価利回りで割り引いた責任準備金測定額は原価法による測定額と一致する。一方、責任準備金の貸借対照表計上額は、上記キャッシュ・フローを時価利回りで割り引くため、原価法による測定額と一致しないが、ここでは議論を簡単にするために、当該不一致額は存在しないものとして議論を進めている。すなわち、貸借対照表計上額と後ほど述べる純利益計算用の責任準備金測定額が一致する前提で議論を進めている。なお、後ほど述べるように、当期簿価利回りは、直接有配当契約の純利益計算のために用いられるものであり、これは、無配当保険の原価法測定時の割引率に相当するものである。

① 保険関係キャッシュ・フローと金利要素の関係

最後に、保険関係キャッシュ・フローと金利要素の関係について考察しておこう。両者を分離して測定するかどうか、ここでの論点である。無配当保険では、契約サービスマージンの測定に用いる割引率は契約開始時に設定したものとされているので、保険関係キャッシュ・フローと金利変動を分離した計算は容易に行えるだろう。しかし、有配当保険では将来キャッシュ・フローに利差配当が含まれるので、これを現価計算するとき用いる割引率は、保険契約開始時に設定したものから変動させることが必要になる。このことが、契約サービスマージンの測定に影響を与えることになる。

まず、無配当保険と同様に、保険関係キャッシュ・フローと金利変動を分離して測定することを考えてみよう。これは、初めに保険関係キャッシュ・フローの変動を契約サービスマージンで吸収させておき、その後金利変動に関する測定を行い、変動手数料部分を契約サービスマージンで吸収させる方法である。このためには、利差配当部分を除いた保険関係キャッシュ・フローを契約開始時に設定した割引率で割り引いて当該要素に係る契約サービスマージンを測定した後に、金利変動に関する契約サービスマージン（変動手数料）を直近の市場金利をベースに測定することが必要になる。これは複雑な計算である。

これに対し、上記の計算を同時に行う方法

も考えられるだろう。保険関係キャッシュ・フロー、金利要素ともに、直近の市場金利をベースに設定した割引率を用いて、契約サービスマージンを測定する方法である。この方法では三利源損益を合計して契約サービスマージンを測定することになり、これは後に述べるCFOフォーラムの「契約サービスマージンの完全アンロック」とほぼ同じ処理¹⁴になるので、この場合の両者の差異は、適用範囲の問題に限定される。

さて、保険関係損益、利差損益とも利益が見込めるのであれば、上記の2つの方法による測定額に差異は生じない。差異が生じるのは、たとえば、保険関係損益では利益が見込めるが、利差損益では損失が予想されるケースである。このケースにおいて、前者の方法では保険関係益と利差損は分離され、利差損部分の責任準備金積増が必要になるのに対し、後者の方法では保険関係益と利差損が通算され、通算して利益が見込めるのであれば、責任準備金の積増は必要とされない。

IASBはかつて前者の方法を考えていたが、この方法では実務が複雑になるので、最近では後者の方法を考えているようである。このため、CFOフォーラムの提案との相違は主に適用範囲ということになりそうである。

② 純利益に計上する利息費用の計算

保険会社の純利益を適切に算出するために、責任準備金の利息費用の測定方法が問題になる。先述のように、無配当保険では、保

14 後に述べるように、純利益計算目的の責任準備金の利息費用を、IASBは当期簿価利回り、CFOフォーラムは現在ポートフォリオ簿価利回りで測定することを提案している。どちらもその期の資産運用収益に関連づけたものなので大きな差異はないようだが、実務では差異は存在するものと思われる。このため、正確に述べると、両者間には適用範囲の問題以外に、この割引率の問題があるということになる。

険契約開始時に適用された割引率を用いて利息費用を計算する。これは原価法による測定である。

これに対し、直接有配当契約では、当期簿価利回り（current period book yield approach）によることが検討されている。これは、責任準備金に係る利息費用を当期の損益に計上された資産運用収益に対応させ、当期の純利益に与える影響を小さくすることを目的としている。この割引率は、保険会社の当期の運用利回りと同等のものになるものと思われる。

資産運用収益は每期変動するので、当期簿価利回りは每期変動するだろう。この割引率を用いた責任準備金測定額は、先に述べた原価法（基礎率再設定）である。これまで述べてきたように、純利益を適切に算出するためには原価法による責任準備金測定が必要になるが、その原価法による測定額が金利変動と契約者配当キャッシュ・フローの変動を受けて、変動するイメージである。この測定額（原価法（基礎率再設定））と貸借対照表計上額（時価）との差異は、当期簿価利回り（市場金利）をベースにした割引率との差異によるものである。当該差額はその他の包括利益累計額に計上される。利益計算の側面から見ると、原価法（基礎率再設定）を上回る市場金利の変動は、純利益から排除してその他の包括利益に計上するということになる。

5. 欧州のCFOフォーラムの有配当保険に関する提案

続いて、2014年11月のIASBボードミーティングに提出されたCFOフォーラムの提案内容を見てみよう。ポイントは、契約サービ

スマーjinの完全アンロックと有配当保険の範囲である。

① 契約サービスマーjinの完全アンロック

無配当保険においては、保険関係キャッシュ・フローと金利要素を分離し、契約サービスマーjinは保険関係キャッシュ・フローを吸収するのに止め、金利変動は直ちに貸借対照表計上額に反映させることとしている。これに対し、契約サービスマーjinの完全アンロックは、有配当保険について、金利変動による変動部分も契約サービスマーjinで吸収させようとするものである。

有配当保険では、保障カバーに加え、契約者は保険引受、資産運用の収益とリスクを保険会社（あるいは他の保険契約者）と共有する。そして保険会社は、保障提供と資産管理サービス提供の見返りとして報酬を受け取る。この2つの要素は、保険会社において総合的に管理される。ある要素の低収益を他の要素の高収益でカバーすることもある。このため、保険関係要素と金利要素を分離するのではなく、両者を合計して測定するほうが適切である。

この考え方に従えば、契約サービスマーjinは、金利要素を含む有配当保険のサービス提供の見返りとして将来得られるすべての利益を表すことになる。そして、契約サービスマーjinは、保険関係キャッシュ・フローの変動に加え、金利変動によって生じる影響に対してもアンロック、すなわち変動を吸収することになる。また、この方法では、契約開始時と開始後の会計処理を統合的に行えるという長所もある。ちなみに、IASB提案の無

配当保険の会計処理では、契約開始時の契約サービスマージンは金利要素も含んだ将来利益全体を表すが、契約開始後は保険関係の将来利益だけを表している。

この提案では、金利変動による影響を契約サービスマージンで吸収するので、市場金利上昇時に発生する将来利益は契約サービスマージンに吸収され、利益に計上されることはない。すなわち、契約サービスマージンが正の値である限り、金利水準によらず原価法の評価額になる。このように、将来利益の計上に関して、無配当保険より制約的になっている。

② 純利益に計上する利息費用の計算

責任準備金に係る利息費用を裏付資産の運用収益と整合的に測定するために、現在ポートフォリオ簿価利回り（current portfolio book yield）を用いることを提案している。この方法はIASBが直接有配当契約に関して検討中の方法と同等のものであると思われる。純利益における、毎期の資産運用収益と利息費用が整合的に測定されるため、会計ミスマッチの発生は回避できるが、利息費用の計算に用いる現在ポートフォリオ簿価利回りは毎年変動する。

当アプローチによる測定額は、IASBの変動手数料アプローチと同様に、原価法（基礎率再設定）である。しかし、（注）14で述べたように、当アプローチの現在ポートフォリオ簿価利回りと変動手数料アプローチの当期簿価利回りは同じものではないので、両者の測定額は一致しない点に留意が必要である。なお本稿では、この問題にこれ以上深く立ち

入らないこととする。

また、当アプローチによる測定額と貸借対照表計上額との差異は、現在ポートフォリオ簿価利回りと市場金利をベースにした割引率との差異によるものである。当該差額はその他の包括利益累計額に計上される。

③ 適用対象

これまで述べてきた会計処理について、すべての有配当保険を対象にすべきであるとしている。この点について、IASBの検討では契約者配当が重要な要素となる直接有配当契約に対して、変動手数料方式を適用することとしている。しかし、先に見たとおり、有配当保険を直接有配当契約と間接有配当契約に分類するIASBの基準は必ずしも明確ではない。そこで、両者を区分することなく、すべての有配当保険に対して、「契約サービスマージンの完全アンロック」を適用することを提案している。

参考として、CFOフォーラムの提案の概要を表4にまとめておく。ここまで述べてきた論点以外では、保険契約に内包されたオプションと保証の会計処理が目を引く。CFOフォーラムは、オプションと保証を保険契約から切り離し、時価で測定する2013年再公開草案の提案を問題視しており、保険契約の他の要素と整合的に測定することを提案している。最近のIASBの検討状況を見ると、CFOフォーラムのこの要望は受け容れられる可能性が高いのではないかと思われる。

(表4) CFOフォーラムの提案

- ・このアプローチは、すべての種類の有配当保険に適用可能である。
- ・すべての契約に単一の測定基礎が適用される。さらに、保険契約に内包されたオプションと保証は保険契約負債の他の要素と整合的に取り扱われる。
- ・契約サービスマージンを「完全に」アンロックする。その結果、保険契約の開始時点および期間全体において未稼得利益を表象する。
- ・保険契約からの収益は、サービスの提供に応じて契約の履行に従って認識される。
- ・利息費用を表示するために使用される割引率は、保険契約負債を裏付ける資産において認識する投資リターンと整合的に決定される。
- ・保険契約負債を測定する際の割引率変動の影響は、会計方針の選択として、その他の包括利益か純損益に表示することができる。

(注) 2015年3月 IASB会計基準アドバイザー・フォーラムにASBJが提出した資料から引用

6. 日本の関係者からの発信—逆ざや契約への影響緩和策

(1) 2013年再公開草案に対する生命保険協会のコメントレーター

2013年の再公開草案に対して、日本の生命保険協会は、提出したコメントレーターのの中で、契約サービスマージンについて以下のように述べている。

投資収益の変動による保険契約の将来キャッシュ・フローの見積り変動に対して、契約上のサービスマージンを調整しないと提案に対しては反対する。未稼得の将来利益に影響を与える履行キャッシュ・フローの変動について、一部をアンロックの対象とするのではなく、完全なアンロックが実現されるべきであると考えている。

これは、保険会社のマネジメントの実態との整合性を踏まえたものであるとして、「保

険契約の収益性や保険事業のリスクを総合的にマネジメントしている企業は、金利変動のリスクと保険リスク、それらに対するバッファを総合的に管理している。契約上のサービスマージンを負債に、累積OCIを純資産に別々に表示することは、そのような経営実態を適切に表さないことが懸念される」と述べている。将来の死差益、費差益は契約サービスマージンに、将来の利差益はその他の包括利益累計額に表示することは保険会社の経営実態に合わないと言っている。そこで、

～ OCIと契約上のサービスマージンを統合し、将来の「未稼得の利益」の表示科目をまとめることが考えられる。これらの対応案は、金利変化による割引率の変動の影響と、将来キャッシュ・フローの変動の影響を、整合的に将来の「未稼得の利益」に反映する取扱いである。特にOCI（その他の包括利益）に統合した場合は、IFRS第9号における測定との整合性を考慮すると、有力な案になるものと考えられる。と続けている。

ここで有力な案としているのは、契約サービスマージンを、将来の利差損益を含む保険契約のすべての将来利益を表すものとするとともに、それを負債（責任準備金）ではなく、純資産（その他の包括利益累計額）に表示する内容である。なお、生命保険協会の上記提案は、無配当保険も含むすべての保険を対象とするものである。

(2) 企業会計基準委員会 (ASBJ) の提言内容

ASBJは、2015年3月のIASB会計基準アドバイザリー・フォーラムに「保険契約 未稼得利益の表示に関するOCIの使用」という文書を提出した。CFOフォーラムが提案する契約サービスマージンの完全アンロックを概ね支持するが、契約サービスマージンを負債（責任準備金）の一部ではなく、純資産（その他の包括利益累計額）に表示することを主張している。

① 契約サービスマージンの完全アンロック

ASBJは、「保険契約の要素及び基礎となる資産からのキャッシュ・フローが重要な程度に相互に関連している場合（すなわち、特に、有配当契約の場合）」は「契約サービスマージンを完全にアンロックすることを概ね支持する」と述べている。その根拠として、次の日本の関係者の見解を引用している。

彼らは引受活動と投資活動は保険契約において不可分のものであり、したがって、契約サービスマージンを部分的にアンロックする要求事項は、純利益に関する重大な会計上のミスマッチをもたらし、また、貸借対照表上の表示が不適切なものになると考えている。その上、彼らは、契約サービスマージンを完全にアンロックすることで、責任準備金と裏付資産に関する未実現の利得及び損失が貸借対照表上に整合的に表示されることになると考えている。

適用対象に関しては、「契約サービスマージンの性質（すなわち、概ね、未稼得利益を表象する）は有配当契約でも無配当契約でも

大差がないことを考慮すると、当委員会は、この表示は保険契約が無配当契約か有配当契約であるかに関わらず適用されるべきであると考え」と述べている。

② 契約サービスマージンは「その他の包括利益累計額」に表示すべき

次に、契約サービスマージンの表示場所に関する提案を見ておこう。ASBJは、「契約サービスマージンの性質を負債の定義の文脈で検討すると、当委員会の理解では、企業は第三者に未稼得利益を移転する債務を負っていない」として、契約サービスマージンは負債（責任準備金）ではなく、純資産（その他の包括利益累計額）に計上すべきであると提言している。このことは、保険契約の会計処理において、将来利益の計上を認めることを意味する。

IASBは資産負債法に基づく会計基準を標榜している。その立場から、負債の定義に照らし合わせると、契約サービスマージンは負債とは言えないだろう。このため、保険会計においては、契約開始時に将来利益の計上が起こりやすいことが、一部の関係者によって、検討当初から問題視されてきたと理解している。それらの関係者のIASBに対する働きかけもあって、この問題意識はIASBでも広く共有されるようになったと感じている。さらに、IASBが検討に取り組んできた収益認識会計基準でも、契約未履行時の利益認識は問題であるとされている。このような経緯を振り返るとき、筆者はASBJの提案を、驚きを持って受け止めている。

7. 論点整理と考察

ここまでIASB、CFOフォーラム、生命保険協会、ASBJの意見を紹介してきた。これらについて比較検討し、若干の考察を行うために、3つの案の概要をまとめて、論点整理を行ってみよう。なお、生命保険協会の案はASBJの案で表現できるものと考え、以下では省略する。

(1) 論点整理

IASB、CFOフォーラム、ASBJの案の概要をまとめたものが表5である。まず、IASB検討案とCFOフォーラムの提案を比較すると、適用対象範囲ではIASBが限定的であるのに対し、CFOフォーラムはすべての有配当保険としている。

測定方法については、IASBは変動手数料アプローチ、CFOフォーラムは契約サービスマージンの完全アンロックとなっている。先述のとおり、どちらの案でも将来利益は計上されない。IASB検討案が以前のように保険関係キャッシュ・フローと金利変動を分離

して測定するものであれば、後ほど表6で説明するように、逆ざや契約に関してCFOフォーラム提案と差異が生じ得るが、先述のとおり最近では、両者を同時に測定することを考えているようなので、測定方法についてCFOフォーラム提案と大きな差異はないと言える。契約サービスマージンを責任準備金の一部とすること、純利益に計上する利息費用を当期の運用収益を基準に決定することについては、IASB、CFOフォーラムとも基本的には同じである。

次に、CFOフォーラム提案とASBJ提案を比較してみよう。まず、適用範囲について、ASBJが無配当保険も含むすべての保険契約を対象としている点が異なっている。無配当保険であっても、保険は三利源の損益を総合管理するものとの考え方に基づくものである。測定方法については、ASBJはCFOフォーラムの契約サービスマージンの完全アンロックを支持しているが、契約サービスマージンの表示を負債（責任準備金）ではなく、純資産（その他の包括利益累計額）としている点が大きな違いである。これは将来利益の計

(表5) 有配当保険の会計処理

	IASB検討案	CFOフォーラム提案	ASBJ提案
適用対象	直接有配当契約 (有配当の一部)	すべての有配当保険	すべての保険 (無配当も含む)
貸借対照表計上額の 測定方法	変動手数料アプローチ (将来利益なし)	契約サービスマージンの 完全アンロック (将来利益なし)	同左
契約サービスマージンの 内容	保険関係将来利益 (変動手数料を含む)	三利源将来利益	同左
契約サービスマージンの 表示場所	責任準備金の一部	同左	純資産 (その他の包括利益累計額)
純利益に計上する利息費用	当期簿価利回り	現在ポートフォリオ 簿価利回り	同左 (一部に疑問の意見あり)

(注) 関係資料から筆者作成

上を容認するものである。

次に無配当保険の逆ざや契約の会計処理を見てみよう。表6は会計処理の数値例を示したものである。将来の利差損が予想されるが、それを上回る死差益、費差益が期待できる契約を取り上げている。具体的な数値については、設例のとおり、履行キャッシュ・フローが100であり、その内訳は、保険契約開始時に設定される割引率による将来キャッシュ・フローの現価が80、契約サービスマージン（将来の死差益、費差益現価）が20とする。この契約について、契約開始直後に将来の利差損（▲10）が予想される状態になったものとする。

まずIASB検討案を見てみよう。このアプローチによれば、将来の死差益、費差益は契約サービスマージンに吸収される。一方、利差損に関しては、割引利率を保険契約開始時に設定したものから引き下げることにより、将来の利差損現価が責任準備金に積み増される。このため、貸借対照表計上額は原価法測

定額の100に将来の利差損現価の10を加えた110になる。この結果、純資産への影響額は▲10である。

次に、IASB検討案が保険関係キャッシュ・フローと金利要素を同時に測定するもの、すなわち三利源合計で見えるものに変更されたと仮定する¹⁵。表6の「同左（三利源合計）」欄である。この場合、将来キャッシュ・フロー現価は、割引利率を保険契約開始時に適用したものから引き下げ、将来の利差損現価の10を増加させて90になる。同時に、契約サービスマージンは将来の死差益、費差益現価の20から利差損現価の10を差し引いた10になる。以上の結果、責任準備金は原価法測定額と同額の100になる。純資産への影響はない。

さて、この両者の違いは、逆ざや契約の会計処理に大きな影響を与える。それらの契約は、将来の利差損が予想されるが、その一方で将来の死差益が予想されるだろう。このような契約に対して、IASB検討案によれば、将来の死差益は契約サービスマージンとして

(表6) 逆ざや契約（無配当保険）の貸借対照表計上額

設例；履行キャッシュ・フロー 100
 うち 将来キャッシュ・フロー現価 80
 契約サービスマージン 20
 (将来の死差益、費差益現価)
 将来の利差損現価 ▲10

	IASB検討案	同左（三利源合計）	ASBJ提案
(負債) 責任準備金	110	100	90
(純資産) その他の包括利益累計額	▲10	—	10

(注) 関係資料を踏まえ、筆者作成

15 無配当保険に関しては、IASBは保険キャッシュ・フローと金利要素を分離して測定するアプローチを見直すことは考えていない。また、CFOフォーラムもこの方針に反対していない。したがって、ここで三利源合計の測定を考えるのは、議論の内容を分かりやすくするためのものであり、IASBの検討の方向を示唆するものでないことをお断りしておく。

責任準備金に含まれると同時に、将来の利差損は割引利率の引き下げによって、責任準備金に積み立てられる。この責任準備金測定額に対しては、保守的過ぎるとの批判があるだろう。これを三利源合計に変更すれば、将来の死差益が将来の利差損を上回る（すなわち三利源合計で将来利益が期待できる）なら、その金額は契約サービスマージンに吸収され、責任準備金測定額は原価法によるものと同額になる。

最後にASBJ提案によれば、将来キャッシュ・フロー、契約サービスマージンとも三利源合計ベースの測定値になるが、契約サービスマージンは純資産（その他の包括利益）に計上するので、責任準備金は将来キャッシュ・フローの90になる。同時に、純資産は10になるが、これは将来利益の計上である。

最後に逆ぎやの有配当保険について触れておこう。この点に関して、直接有配当契約については、IASBは三利源合計ベースの測定を考えているので、この場合無配当保険とは異なり、上記の問題は発生しないだろう。間接有配当契約についても、実務の簡便さの観点から三利源合計ベースでの測定になる可能性が考えられる。この場合、無配当保険のような問題は発生しない可能性がある。

3つの案の比較が終わったところで、検討が必要な論点が見えてきたようである。論点は表7のように整理できるだろう。

(表7) 論点整理

- ① 適用対象
- ② 貸借対照表計上額の測定方法
- ③ 契約サービスマージンの表示場所
- ④ 純利益に計上する利息費用

次節では、これらの論点について、若干の考察を行ってみたい。

(2) 考察

① 適用対象

IASB検討案のように適用を直接有配当契約に限定するかどうか、ASBJ提案のように無配当保険にまで適用対象を広げるかどうか論点である。

まず、直接有配当契約への限定を取り上げる。IASBは契約者配当が重要な要素となる有配当保険を適用対象にすることを意図して表3の基準を提案しているが、この基準は必ずしも明確なものになっていないのではないかと考える。このため、IASBの基準を、実務として現実の有配当保険に当てはめ分類することは、必ずしも容易ではないだろう。

そもそも、このような問題に関しては、どのような線引き基準を作ったとしても、境界線付近で適用に悩むケースがあるだろう。また、有配当性が低い契約があり、それに直接有配当契約に関して提案されているような会計基準を適用したとしても、それで大きな問題が生じるとも思われない。以上のことから、CFOフォーラムが提案するように、すべての有配当保険を対象とすることが望ましいのではないかと考える。

次に無配当保険への適用を取り上げる。有配当保険について提案されている内容は、将来利益を計上させないためのものである。将来利益を計上させないことは、無配当保険であっても重要である。このため、無配当保険を適用対象にすることは意味があると考えられる。さらに、ASBJが主張するように、契約

サービスマージンの性質は無配当保険でも有配当保険でも大差はないことや、将来利益の計上を認めない測定を行えば、保険会社が積み立てる責任準備金が保険契約の解約返戻金を下回ることが起こらない点は、無配当保険を適用対象にすることを支持する要素になるだろう。

しかし、無配当保険について、将来利益の計上、すなわち原価法を下回る測定額が提案されているのは、裏付資産が債券のとき、資産と負債の会計処理を整合的に行い、測定額が同方向に変動することにより、会計上の影響を少なくすることが好ましいと考えられたからではないだろうか。責任準備金について将来利益を計上したとしても、資産側でそれを打ち消すことができるのであれば、資産・負債トータルでは問題がないということだろう。このことから、無配当保険を適用対象にすることに、多くの関係者の賛同を得られないかもしれない。

② 貸借対照表計上額の測定方法

この点については、IASB、CFOフォーラムでアプローチは異なるが、有配当保険に関してはどちらも将来利益を計上しない方法が考えられており、望ましい方向に検討が進んでいると言えるだろう。残された問題は、保険関係損益と金利要素を分離するかどうかであろう。逆ざや契約の測定額に影響を与える可能性がある。

さてIASBは、無配当保険については保険関係損益と金利要素を分離することとしている。IASBによれば、財務諸表利用者は、保険契約の収益性を見るために、保険関係損益

と金利要素を分離した数値を求めているとされる。保険関係損益には収益認識会計基準を、金利要素には金融商品会計基準を適用することにより、保険会計基準と他の会計基準との整合性を確保しやすいという面もあるだろう。さらに、債券を裏付資産として保有する場合、保険関係損益と金利要素を分離した会計処理は、資産と負債を整合的に測定できるというメリットもある。

IASBは、上記の考え方は有配当保険にも当てはまると考えているようである。しかし先述のとおり、実務の簡便さの観点から、有配当保険については保険関係キャッシュ・フローと金利要素を同時に測定することを考えているようである。この場合、IASB検討案はCFOフォーラムと同じ結果を導き、逆ざや契約について過大な測定額になるという問題は生じない。

ただし、先述のとおり、無配当保険に関しては、問題が残る。この問題を解決するために、ASBJが提案するように、無配当保険についても契約サービスマージンの完全アンロックを適用することが考えられるだろう。ただ、CFOフォーラムは、無配当保険に契約サービスマージンの完全アンロックを適用することは提案していない。これは「①適用対象」で述べたように、無配当保険については、資産（債券）と負債（責任準備金）の会計処理が整合的に行われることを重視しているからかもしれない。そうであれば、無配当保険に契約サービスマージンの完全アンロックを適用することに、多くの関係者の賛同を得られないかもしれない。この場合、逆ざやの無配当保険について、過大な測定額になる可能

性は残ることになる。

③ 契約サービスマージンの表示場所

契約サービスマージンを純資産に表示することは、将来利益を計上することであり、好ましくないと考える。収益認識会計基準の考え方によれば、未履行契約が利益を生むことは許容されていない。このため、契約サービスマージン単体では負債の定義を満たさないように見えても、責任準備金の他の構成要素と一体のものと捉えて、負債に計上しているものと考えられる。ASBJは、なぜこの考え方に異論を唱えるのだろうか。

それは、その他の包括利益に関する認識について、IASBとASBJの間にある種の差異があるからではないだろうか。ASBJは、自身の提案について、将来利益を純利益に計上せず、その他の包括利益に計上するので問題ないと考えているようである。このことから推し測って、その他の包括利益を利益として受け止める意識が強くないのではないかと推測される。日本の金融商品会計基準において、その他有価証券評価差額は資本直入されるという説明が行われることがあることから、このような意識を垣間見ることができるだろう。しかし、IASBでは、その他の包括利益は、利益の一部を構成する要素と認識されているのではないだろうか。

純利益に計上されなくても、貸借対照表の純資産に計上されれば、それはやはり利益だろう。したがって、将来利益の計上を回避するために、契約サービスマージンは責任準備金の一部として表示されるべきであると考えられる。

④ 純利益に計上する利息費用

純利益は期間損益を適切に算出するためのものである。このため、責任準備金変動額のうち、金利変動による影響額をその他の包括利益に計上し、契約開始時に適用された割引率による利息費用を純利益に計上することを基本的な考え方としている。すなわち、純利益を適切に算出するためには、原価法による責任準備金測定額を用いることが必要なのである。

ところで、この点に関して、IASB、CFOフォーラム、ASBJとも、当期の資産運用収益に基づき責任準備金の利息費用を測定することを提案している。これは、金利変動が起こり契約者配当を増減額させたときに、新たな将来キャッシュ・フローと新たな割引率に基づき、基礎率を再設定して原価法による測定を行うものである。IASBの考え方によれば、契約者配当を明示的に将来キャッシュ・フローに含めることが必要なので、純利益を算出するための原価法測定も、基礎率再設定ベースで行うことが必要になる。

これに対し、契約者配当を明示的に将来キャッシュ・フローに含めずに、当該要素を契約サービスマージンの中に黙示的に含める方法も考えられる。この場合の原価法測定額は、保険料計算基礎による測定額と等しくなる。そして、保険会社の純利益は、保険料計算に用いた計算基礎率（予定死亡率、予定事業費率、予定利率）と、実際の経験率（実績死亡率、実績事業費率、実績利回り）との差額で算出されることになる。この方法では、保険料計算に用いた基礎率と実績率の差を明確に把握でき、保険料計算の妥当性の検証も

行いやすいというメリットもある。

このように、保険契約の収益性を適切に測定するためには、契約者配当を明示的に含めない方法（元来の原価法）のほうが原価法（基礎率再設定）よりも優れていると言えるだろう。原価法（基礎率再設定）では、保険契約の原価が保険料設定時のものから変動していくので、その場合の純利益が何を表すのか、意味が不明確になる恐れがあるのではないだろうか。

もっとも、保険契約の収益性は契約者配当を支払った後の株主持分で測定すべきという考え方があるだろう。この場合の保険契約の原価は保険料で決まるのではなく、その後に決定される契約者配当を差し引いた金額で決まるというものである。保険契約の原価が保険料設定時のものから変動するのは当然のことということになる。

契約者配当を明示的に含めない測定は相互会社の利益計算と整合的であり、明示的に含める測定は株式会社の利益計算と整合的であると言えるだろう。IFRS保険会計が保険株式会社における適用を主として想定しているのだとすれば、原価法（基礎率再設定）による利息費用が計上されるのは自然なことであると言えるのかもしれない。

8. おわりに

20年近い歳月を要したIFRS保険会計の検討が、ようやくゴールを迎えようとしている。最後に残ったのは有配当保険である。保険料は将来の死亡率や利率等を想定して設定されるが、これはあくまでも見積計算である。したがって、通常はこれらの想定と実績

に差が生じるものである。契約者配当は、その差を事後的に調整するものであり、特に保険期間が長期の生命保険契約において、契約者配当が果たす役割は大きい。検討に時間を要しているのも、もっともなことと言えるだろう。

無配当保険では、裏付資産と責任準備金の会計処理の整合性を重視して、金利の上昇・下落によって責任準備金測定額が減少・増加するようになっている。すなわち、高金利時に原価法による測定額を下回ること、すなわち将来利益の計上が認められている。

それに対し、有配当保険では、IASB、CFOフォーラムで考え方は異なっているが、どちらの方法によっても、将来利益の計上は行われなくなっている。利益の多くの部分が契約者配当として支払われる有配当保険の特質を考えると、この会計処理は適切なものであると評価できる。IASBでは、適用範囲を契約者配当が実質的な意味を持つ契約に限定しようとしているようだが、なるべく広い範囲の有配当契約が適用対象になることが望ましい。CFOフォーラムが提案するように、すべての保険契約を適用対象とすることも、IASBには十分に議論してもらいたい。

筆者は、無配当保険に係る将来利益の計上、逆ざや契約の責任準備金評価問題が残された課題ではないかと考えている。しかし、どちらも広範な関係者の合意を得ることは難しいだろうとも感じている。その場合でも、生命保険会社にとって、影響が大きい有配当保険において、これまでの議論経過を見ても、将来利益の計上が回避できそうなので、大きな問題には対処できていると言える

のではないだろうか。

これまでいろいろと議論があったIFRS保険会計であるが、ここまで議論が煮詰まってきたので、2016年には最終版が公表される可能性がある。しかし、会計基準を適用するための準備に3年は必要とされているので、実際に使用されるのは、まだ先のことであるとも言える。プリンシプルベースの会計基準なので、実際に適用するためには、まだまだ検討を必要とする事項も残されているだろう。引き続き動向を注視していきたい。

参考文献

- ・ IASB 「Exposure Draft ED/2013/7 Insurance Contracts A revision of ED/2010/8」 2013年6月
- ・ CFO Forum 「The Alternative Proposal for Participating Contracts」 2014年11月
- ・ IASB保険会計に関する検討資料各種
- ・ 生命保険協会 「公開草案『保険契約』に対する意見」 2013年10月
- ・ ASBJ 「保険契約 未稼得利益の表示に関するOCIの使用」 2015年3月
- ・ 猪ノ口勝徳 「IASBにおける保険会計の検討状況について－再公開草案公表前の段階で－」 『共済総合研究』 Vol.66 2013年3月
- ・ 猪ノ口勝徳 「IASBの保険会計再公開草案における有配当保険の会計処理について」 『共済総合研究』 Vol.67 2013年9月